



2013年2月15日(金)

# 小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員 小栗 悟

〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町 1-3 岐阜第一生命ビル 4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: [info@otc-oguri.com](mailto:info@otc-oguri.com) <http://www.otc-oguri.com>

## 受給を遅らせて割増 年金を受け取る時

### 老齢厚生年金の繰り下げ支給

老齢厚生年金の繰り下げ支給とは「65歳以後の老齢年金」を受け取ることが出来る場合に、65歳からは受けずに、66歳の誕生日の前日以降に申し出をする事により、その申し出をした日の翌月から増額された老齢厚生年金を受け取ることができる制度です。

### 繰り下げ支給の申し出を行える人

昭和17年4月2日以後生まれの人は原則、66歳の誕生日の前日以後に支給の繰り下げの申し出が出来ます。但し、65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日までの間に障害厚生年金、遺族厚生年金等の年金を受け取る権利を有した事がある時は申し出が出来ません。また、66歳の誕生日以後に障害厚生年金や遺族厚生年金を受け取る権利が発生した場合は、支給の繰り下げの申し出は出来ませんが、この場合他の年金が発生した月を基準として増額率が定められ、繰り下げ加算額が計算されます。増額された老齢厚生年金は実際に繰り下げの申し出をした月の翌月から支給されます。

昭和17年4月1日以前生まれの方であって平成19年4月1日以後に老齢厚生年金を受け取る事が出来る事となった方も繰り下げの申し出を行う事が出来ます。

### 繰り下げした時の加算額は

繰り下げ加算額は原則 65歳時点の老齢厚生年金額を基準として支給の繰り下げの申し出をした時期に応じて、計算されます。

繰り下げ加算額 = (繰り下げ対象額 + 経過的加算額) × 増額率

繰り下げ対象額は原則 65歳時点の老齢厚生年金額ですが 65歳以降に厚生年金に加入していた時は在職老齢年金を適用されたと仮定した場合に支給される年金額です。

増額率は「繰り下げ月数 × 0.7%」で、1カ月7%ずつ増額され、70歳まで5年間繰り下げると最大42%までは繰り下げが出来ます。ただ、71歳になってから繰り下げ支給の申し出をしても70歳到達時の42%の増額率のみであり、70歳に遡っての増額はありませぬので、最大の繰り下げを行う時は70歳に到達した月の月末までに手続きをすることが良いでしょう。



自分自身の生活や寿命のことも考えて行う事が大事ですね。